お知らせ

Vol. 3　30.12.19

介護職員処遇改善加算、基準費用額の見直し議論

～厚生労働省 社会保障審議会 介護給付費分科会～

Digest *~概要~*

（2019 年 10 月の消費税増税に伴う報酬改定等の対応）

1．介護職員処遇改善加算の見直し

1）公費 1,000 億円（保険給付含め 2,000 億円）の各サービスへの配り方

- 対象サービスはこれまでの処遇改善加算と同じ
- 介護福祉士の配置割合によって評価される加算（サービス提供体制強化加算、特定事業所加算、日常生活継続支援加算）の取得状況に応じて、加算率が二段階となる

2）事業所に配られた金額の「事業所内での配分」

- 事業所内での配分には、①経験・技能のある介護職員、②他の介護職員、③その他の職種の三区分を想定
  - ➢ 経験・技能のある介護職員は勤続 10 年以上の介護福祉士を基本とし、介護福祉士の資格を有することを要件としつつ、「勤続 10 年」の考え方は、事業所の裁量で設定可能
  - ➢ ①の中に、「月額８万円」の処遇改善となる者、又は「改善後の賃金が年収 440 万円（統計上の役職者を除く全産業平均賃金の水準）以上」となる者を設定すればよい（１人でも可）
  - ➢ 上記①、②、③の配分は、賃金改善の総額の分布が、割合は少なくとも２：１：0.5 となるような割合となるよう行う

2．消費税増税に伴う報酬改定

見直しがなされるもの	見直しがなされないもの
本体報酬	利用者の食費・居住費に係る負担限度額
基準費用額（８%から 10%への消費税引き上げによる影響分を上乗せ）	特定福祉用具販売
区分支給限度基準額	住宅改修サービス
福祉用具貸与の上限額	

厚生労働省は、社会保障審議会介護給付費分科会において、来年 10 月の消費税 10%の増税を見越した対応について協議を進めている。2019 年 10 月の消費税 10%増税への対応については、

大きく２つの論点がある。

① 介護職員処遇改善加算について

ひとつめは、介護職員処遇改善加算の見直しである。「新しい経済政策パッケージ」（平成 29 年 12 月 8 日閣議決定）において、介護職員の更なる処遇改善を進める旨言及されており、その記載内容の要素は①介護職員に対する更なる処遇改善であること、②経験・技能のある職員に重点化すること、③柔軟な運用を認めることであった。

図１

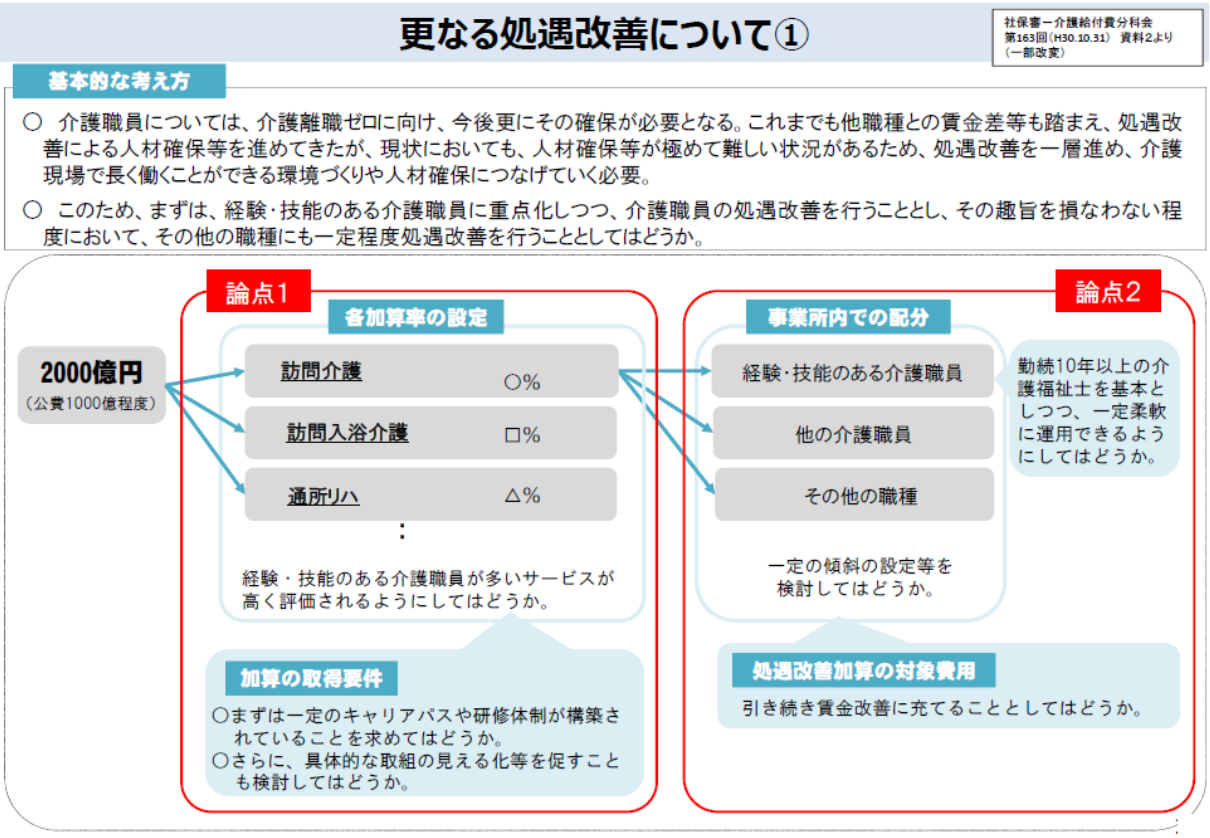

厚生労働省が提出している資料（図１）の論点１、論点２については、現状の考え方は以下のとおり。

論点１

図１における論点１は、全体の額 2,000 億円をどのサービスにどのように配るか、という論点である。「各加算率の設定」における厚生労働省の提案の概要は、次のとおり。

- 新たな処遇改善加算の給付対象サービスはこれまでの介護職員処遇改善加算と同じ（訪問看護や、居宅介護支援事業所等は対象外）
- サービス種類ごとの加算率は、それぞれの勤続 10 年以上介護福祉士の数に応じた設定（現在介護福祉士有資格者であって、同一法人・会社での勤続年数が 10 年以上であること）
- 同じサービス内でも経験・技能のある介護職員が多い事業所をさらに評価する観点から、サービス提供体制強化加算、特定事業所加算、日常生活継続支援加算の算定実績のある事業所は、加算率を若干上乗せする（図２の A1%）。特定施設における入居継続支援加算については、平成 30 年度に創設された加算であり、前年度取得状況が確認できないことから今回は対

象外となる見込み。

・　算定要件は次の３つ。

- ➢　現行の介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅲ）の取得を要件とする
- ➢　「職場環境等要件」についての改善の取組を複数行っていること
- ➢　処遇改善加算に基づく取り組みについて、HP を用いた見える化が行われていること（介護サービス情報公表制度の一部に新しい項目が設けられ、概要を記載することが想定されている）

図２

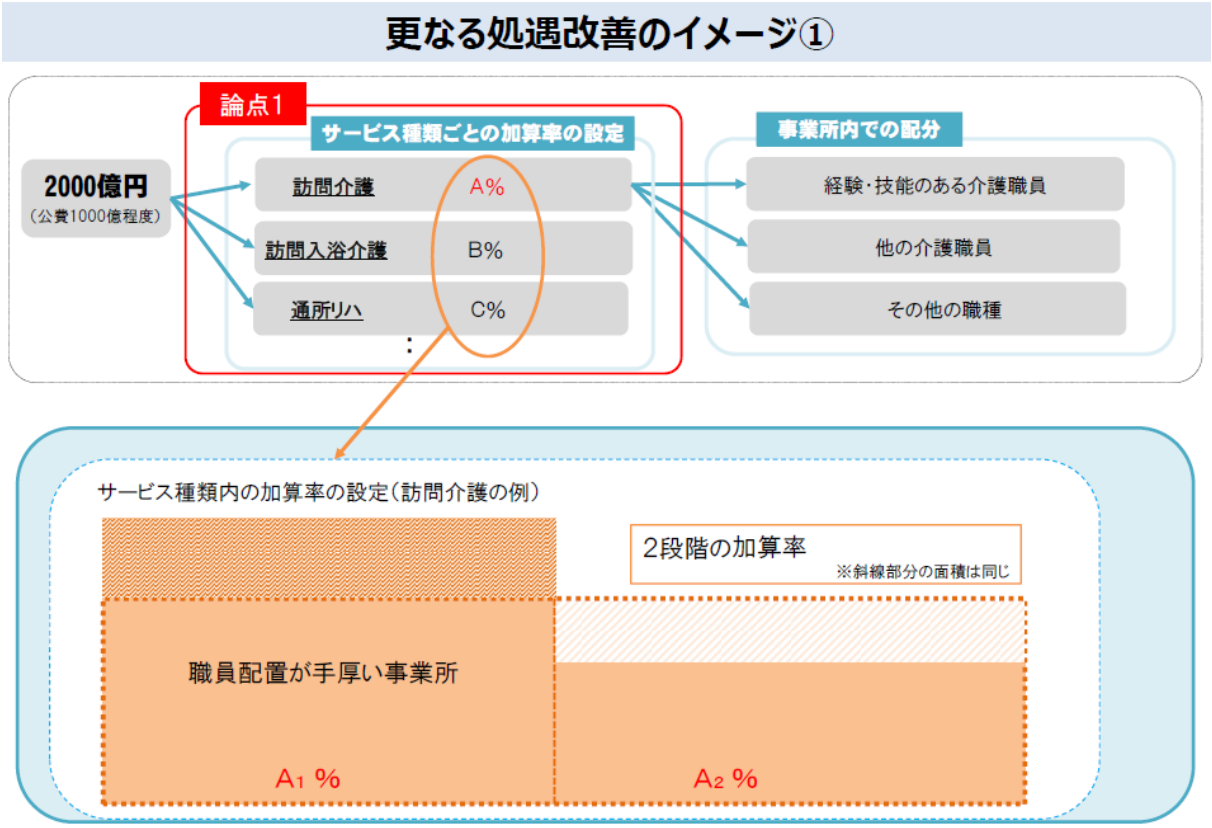

論点２

論点２は、配られた新しい介護職員処遇改善の加算額を事業所内でどのように配分するかである。本会は、かねてから処遇改善加算について、他の職種の方にも配分ができるよう柔軟な運用を認めていくべき旨、意見してきたところである。

冒頭の「新しい経済政策パッケージ」という閣議決定の文面の記載には、経験・技能のある介護職員を評価することに加え、その他の職種にも柔軟に配分を認めることが言及されている。この記載内容を政策に反映するうえで、厚生労働省は、①経験・技能のある介護職員、②他の介護職員、③その他の職種に分類をわけ、それぞれに一定の傾斜を設けて配分する案を提示している（図３）。

図３

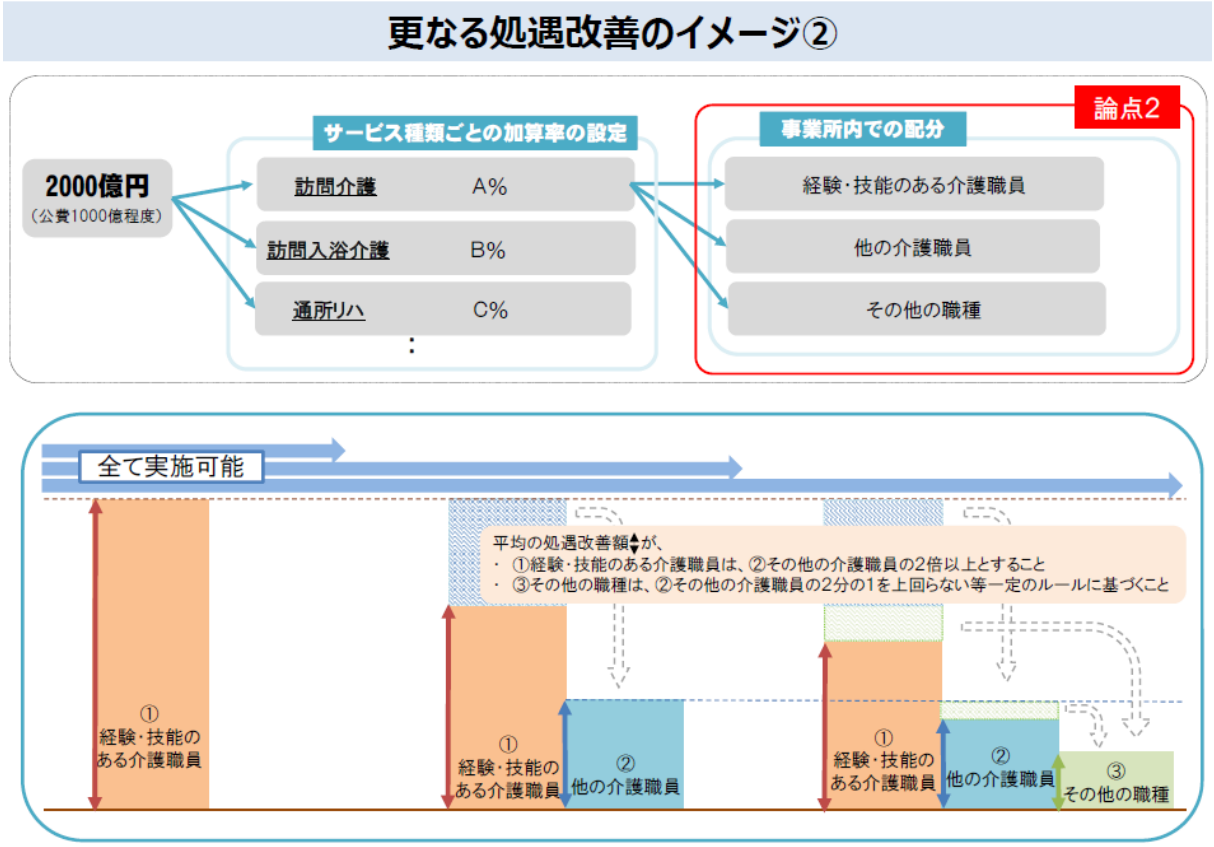

まず、配分の方法としては次の３つが提示されており、いずれの配りかたを行ってもよい。

(ア) 経験・技能のある介護職員のみに全額を配分する

(イ) ①経験・技能のある介護職員、②他の介護職員に対する配分が、①のグループの介護職員と②のグループの介護職員の賃金改善額の平均が①：②＝２以上：１となるように配分する

(ウ) ①経験・技能のある介護職員、②他の介護職員、③その他の職種に対する配分が、①のグループの介護職員と②のグループの介護職員の賃金改善額の平均が①：②：③＝２以上：１：0.5 未満となるように配分する

いずれの場合であっても、①～③のグループ内の賃金改善額には差があってよい。例えば、①グループのなかで、改善額が月額２万円の人と、5,000 円の人という差が生じることはあってもよい。

また、「①経験・技能のある介護職員」の判断は、勤続 10 年以上の介護福祉士を原則とするが、「勤続 10 年」であるかどうかの判断は事業所に委ねるとしている。したがって、勤続 10 年未満であっても、技能があると事業所が判断した場合には①の区分で配分してもよいし、勤続 10 年以上の介護福祉士であっても、経験・技能があると判定できない場合には、「②他の介護職員」の区分により評価することも可能である。

ただし、給付費分科会の議論のなかでの指摘として、処遇改善の結果、グループ①内の経験・技能ある介護職員とグループ②の他の介護職員とで賃金の逆転現象がおきないようにすべきとの声もあり、今後通知のなかで具体的な運用が示されることになる。

なお、①経験・技能ある介護職員については、そのグループ内で誰か１人でも「月額 8 万円の処遇改善となる者」又は「改善後の賃金が年収 440 万円（役職者を除く全産業平均賃金）以上」となる者がいれば良いとされる見込みである。ただし、小規模な事業所で開設したばかりといっ

た事業所等において、①経験・技能のある介護職員の中に改善後の賃金が年収 440 万円以上となる者を設定することが困難な場合には、合理的な説明があれば算定を認められる。

また、③その他の職種については、賃金改善後の金額が全産業平均賃金（年収 440 万円）を超えない場合に改善を可能とする基準が設けられる見込みである。

これらの内容を整理したものが図４である。第 166 回において瀬戸委員の代理で出席した小泉立志参考人（全国老施協 副会長）からは、「実績報告について、既存の処遇改善加算に加え、新しい加算の実績報告の申請業務が新たに加わることになる。申請にかかる事務負担だけでなく、給与規程の見直し等も行わなければならない。文書量の半減や業務の効率化が指摘されていることも踏まえて、申請業務や実績報告は簡素なものとしていただきたい。」と事務負担の簡素化について言及した。

図４　整理図

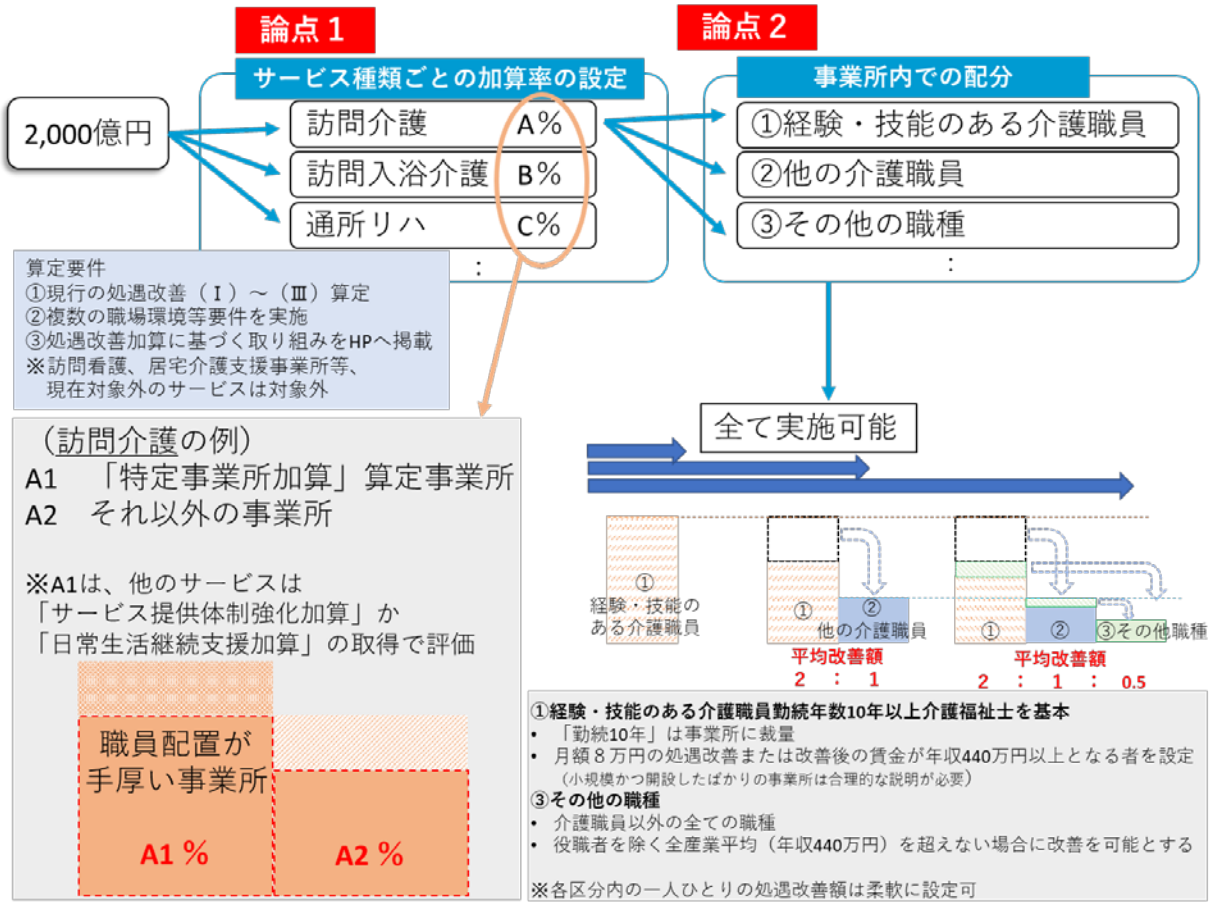

②　消費税増税に伴う報酬改定

次の論点は、介護報酬における消費税増税対応をどう考えるかである。

本体報酬については、５％から８％への増税対応と同様、上乗せが図られることになる。具体的には、消費税引上げに伴う影響分について適切に手当を行うため、人件費その他の非課税品目を除いた課税経費（介護用品費、委託費等）の割合について、平成 29 年度介護事業経営実態調査の結果を用いて把握し、これに税率引上げ分（110／108－１）を乗じて基本単位上乗せ率が算出される見込みである。

また、加算の取扱いについても、課税経費の割合が大きい加算（例えば所定疾患施設療養費等）

は、課税費用に係る上乗せを行うこととし、その他の加算については、基本単位数の上乗せに含めて上乗せがなされる。

基準費用額については、負担限度額はそのままに、８％から 10%への消費税引き上げによる影響分を現行の基準費用額に上乗せして対応が図られる見込みである。

特定福祉用具販売及び住宅改修サービス費については、市場価格による保険給付が行われていることから、対応は行わない。

福祉用具貸与の上限額については、税率引き上げ分を含めて、引き上げが行われる。

小泉副会長からは、「食費の基準費用額の１人あたりの金額は約 1,462 円（※）となる。厚生労働省調査でも現在の 1,380 円との差額は 82 円程度となっており、この差は適切に埋めていただく必要がある。」（※図５参照。44,452 円　÷　30.4 日　≒　1,462 円）と意見した。

本年の給付費分科会について、次回は最終的なとりまとめの素案が提示されると想定される。

図５

施設系サービスにおける食費・居住費の平均的な費用額の推移

			基準費用額（月額）	①×110/108（消費税率引上げの影響を考慮）		平成29年度 介護事業経営実態調査（①）		平成26年度 介護事業経営実態調査		平成20年度 介護事業経営実態調査		平成17年度 介護事業経営実態調査		平成16年 介護事業経営概況調査	
				（平成28年度収支）		（平成28年度収支）		（平成26年3月収支）		（平成20年3月収支）		（平成17年3月収支）		（平成16年9月収支）	
食費			41, 952	合計	44, 452（44, 037※1）	合計	43, 644	合計	41, 183	合計	40, 361	合計	40, 270	合計	42, 229
				調理員等	26, 572（26, 473※1）	調理員等	26, 089	調理員等	23, 807	調理員等	24, 193	調理員等	23, 952	調理員等	25, 339
				材料費等	17, 880（17, 564※1）	材料費等	17, 555	材料費等	17, 376	材料費等	16, 167	材料費等	16, 319	材料費等	16, 891
居住費	多床室	特養	25, 536	合計	44, 007	合計	43, 217								
			（国庫補助金等相当額を勘案）	減価償却費	33, 344　※2	減価償却費	32, 748								
		老健療養	27年度～ 11, 248	光熱水費	10, 663	光熱水費	10, 469	光熱水費	11, 215	光熱水費	10, 101	光熱水費	9, 863	光熱水費	9, 490
				(H28家計調査)		(H28家計調査)		(H25家計調査)		(H19家計調査)		(H17家計調査)		(H15家計調査)	
			（～26年度 9, 728）											（H16家計調査	9, 484）
	従来型個室	特養	34, 960	合計	55, 423	合計	54, 427	合計	54, 097	合計	53, 913	合計	61, 787	合計	53, 931
			（国庫補助金等相当額を勘案）	減価償却費	37, 188 ※2	減価償却費	36, 524	減価償却費	31, 022	減価償却費	34, 955	減価償却費	43, 871	減価償却費	37, 688
				光熱水費	18, 235	光熱水費	17, 903	光熱水費	23, 075	光熱水費	18, 958	光熱水費	17, 916	光熱水費	16, 243
		老健	49, 856	合計	44, 713	合計	43, 959	合計	47, 660	合計	57, 172	合計	57, 343	合計	60, 509
				減価償却費	27, 901 ※2	減価償却費	27, 452	減価償却費	26, 206	減価償却費	40, 742	減価償却費	43, 247	減価償却費	44, 428
				光熱水費	16, 813	光熱水費	16, 507	光熱水費	21, 454	光熱水費	16, 430	光熱水費	14, 096	光熱水費	16, 081
		療養	49, 856	合計	39, 274	合計	38, 620	合計	35, 127	合計	60, 449	合計	64, 938	合計	63, 936
				減価償却費	28, 163 ※2	減価償却費	27, 711	減価償却費	23, 767	減価償却費	47, 655	減価償却費	52, 251	減価償却費	50, 827
				光熱水費	11, 111	光熱水費	10, 909	光熱水費	11, 360	光熱水費	12, 793	光熱水費	12, 688	光熱水費	13, 109
	ユニット型個室的多床室		49, 856												
	ユニット型個室		59, 888	合計	65, 004	合計	63, 848	合計	64, 642	合計	67, 036	合計	62, 477	合計	67, 794
				減価償却費	46, 512 ※2	減価償却費	45, 693	減価償却費	39, 988	減価償却費	49, 546	減価償却費	43, 839	減価償却費	49, 071
				光熱水費	18, 492	光熱水費	18, 155	光熱水費	24, 654	光熱水費	17, 490	光熱水費	18, 638	光熱水費	18, 723

注1　基準費用額の月額は、一月を30.4日とし、これに日額を掛け合わせて算出している。
注2　調理委託している場合の費用は、調理員等に含めている。
注3　減価償却費、光熱水費には食事サービス部門が含まれている。
注4　家計調査の数値は、高齢者世帯1月あたり光熱水費支出額を世帯人員で除した値である。
注5　27年度に多床室の基準費用額は見直しを行った。
注6　27年8月から特養の多床室の入所者から居住費（室料相当分）の負担を求めることとした。

※1　給与費（通勤手当を除く）及び給食材料費を除いて消費税率引上げの影響を考慮した額。
※2　土地賃借料を除いて消費税10%への引上げの影響を受ける投資として推計

■　第 166 回社会保障審議会介護給付費分科会
URL：https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000202420_00011.html

(担当) 公益社団法人 全国老人福祉施設協議会
TEL：03-5211-7700　fax：03-5211-7705　MAIL：js.jigyou@roushikyo.or.jp